

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

群馬県こども・子育て支援課子育て支援係

1 放課後児童対策関係予算（令和7年度の主な改正点等）

（1）夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり747千円（年額）

○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり600千円（年額）

（2）長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合

（見直し後）18時半を超えて開所する場合

（3）放課後児童クラブ施設整備（子ども・子育て支援施設整備交付金）

・市町村が設置 国1/3<2/3>、県1/3<1/6>、市町村1/3<1/6>

・社福法人等が設置 国2/9<1/2>、県2/9<1/8>、市町村2/9<1/8>、社福法人等1/3<1/4>

※国庫補助率の嵩上げ（〈〉内の補助率）については、待機児童が発生している市町村等が対象。

※今年度の第3次協議は、国から5月下旬～6月上旬頃に提出依頼があり8月に内示予定。

※来年度に向けた要望は、当初予算所要額調査時（10月頃）に県へ報告が必要。報告がなかったものは、県負担額の予算措置がないため来年度の国への協議は原則不可

2 放課後児童クラブにおける安全確保等

令和7年3月21日付けこ成安第44号及び6教参学第51号こども家庭庁及び文部科学省通知を参照

（1）事故防止について

放課後児童クラブ運営指針において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、こどもが安全に過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導を実施すること。また、放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における児童の安全確保にも努めること。

①報告の対象となる重大事故等の範囲

- ・死亡事故
- ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※基準により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の保護者等に連絡を行う必要があることを管内放課後児童クラブに周知すること。

②報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」

③報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

④報告のルート

事業者→市町村→県→国

市町村→消費者庁 ※市町村は県と消費者庁の双方へ報告

（2）業務継続計画等について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）により、放課後児童クラブについても、業務継続計画の策定等が努力義務とされた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

- ・業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

（3）安全計画の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）において、安全に関する事項についての計画を各放課後児童クラブにおいて策定することが義務づけられた（令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務、令和 6 年 4 月 1 日から義務化）。

（4）バス送迎にあたっての安全管理の徹底について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号）において、放課後児童クラブについては、子どもの自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認することが義務づけられた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

※（2）～（4）については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた条例改正の手続き等を進めるとともに、管内放課後児童クラブに周知すること。

（5）放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について

「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」（令和 5 年 1 月 23 日付け厚生労働省事務連絡）において、虐待等の適切な行為の防止や、虐待等の不適切な行為が疑

われる事案が発生した場合の対応等について示されている。

引き続き、放課後児童クラブにおける子どもへの支援が適切に行われるよう管内放課後児童クラブへの注意喚起をすること。

3 放課後児童支援員等の人材確保等

(1) 放課後児童支援員等研修について

- ・放課後児童支援員認定資格研修については2～3会場、放課後支援員等資質向上研修については、1会場及びオンラインにより実施予定（実施時期、実施方法、定員等は検討中）。
- ・例年と同様に、各市町村を通じて受講者の推薦等の受付をお願いしたい。

(2) 放課後児童支援員等の処遇改善について

放課後児童支援員等の人材確保に向けては、処遇の向上が重要であることから、各処遇改善事業を積極的に活用し、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組むこと。

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業
(H26～処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善)
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
(H29～勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善)
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
(R4～収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる）

<参照資料> 令和7年度こども家庭庁当初予算案（参考資料）（令和7年1月10日更新版）